

(6) 統計調査の充実

住宅市場動向や住宅事情について、全国的及び地域別の的確な把握

- ・分析のため、情報の収集・提供体制の充実、民間統計の活用を含め、統計調査の充実を推進。

2 重点的に講すべき施策分野

1の施策横断的な視点を踏まえつつ、新たな制度的枠組の下では、特に以下の分野について、重点的な取組みが行われるべきである。

(1) 市場重視型の新たな住宅金融システムの整備

消費者の属性や金利情勢等に応じ、多様な選択肢の中から適切に住宅ローンを選べるようにすることが消費者利益の増進につながるものである。

このため、平成19年4月に公庫を廃止して設置される新たな独立行政法人においては、既往債権の適切な管理や業務の改善・合理化を図りつつ、証券化支援業務による長期・固定金利の民間住宅ローンの安定供給の推進のほか、地域金融機関の円滑な融資に資する住宅融資保険業務、証券化支援業務等を通じた住宅の質の確保・誘導、災害対応など民間では対応困難な分野に限定した融資業務等を推進すべきである。

また、モーゲージバンカー等の新規参入による住宅ローン供給主体の多様化や消費者への住宅ローンに関する情報提供の充実等に努めるべきである。

(2) 住宅市場における重点分野

住宅市場について、市場の成熟状況に応じ、ルールづくり、情報提供、税制・融資等を通じた健全な市場環境の整備に取り組むべきであり、(1)の住宅金融市場の整備のほか、次のような分野に重点的に取り組むべきである。

① 中古住宅流通・住宅リフォーム市場の整備

中古住宅の流通と住宅リフォームを推進し、「いいものを作つて、きちんと手入れし、長く大切に使う」市場を形成することは、住宅